

## 議案第115号

佐野市企業立地促進条例の改正について

佐野市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市企業立地促進条例の一部を改正する条例

佐野市企業立地促進条例（平成18年佐野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「若しくは」に改め、「行う企業」の次に「又は本社等移転を行う企業」を加える。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「機械設備等」の次に「(工場等においてその事業の用に供する設備をいう。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 本社等移転 本社移転（市の区域外に本店登記をしている企業が市の区域内に本店登記とともに本社を移転することをいう。）又は本社機能（企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する実質的な中枢機能をいう。）若しくは研究開発機能（事業に関する研究、製品等の開発若しくは試験研究又は試作品の製造等を行う機能をいう。）を有する工場等を市の区域内に新たに設置することをいう。

第2条に次の3号を加える。

(8) 事業年度 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条第1項に規定する事業年度をいう。

(9) 確定申告書 地方税法第321条の8に規定する提出期限以内に提出される申告書のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による申告書をいう。

(10) 法人市民税額 地方税法第312条及び第314条の4に規定する税率で課する法人の均等割額及び法人税割額をいう。

第3条を次のように改める。

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす企業とする。

- (1) 新設 次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 新設を行った工場等を自らが操業すること。
  - イ 投下固定資産を取得していること。
  - ウ 投下固定資産の全部を取得した場合にあってはその取得に要する費用の額が2億円以上、投下固定資産を取得し、かつ、賃貸借した場合にあってはその取得に要する費用の額が1億円以上であること。
  - エ 常時使用する従業員の数が10人以上であること。
  - オ 用地を取得し、又は賃貸借した日から3年以内に工場等の操業を開始すること。
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、規則に定める要件を満たすこと。
- (2) 増改築等 次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 増改築等を行った工場等を自らが操業すること。
  - イ 投下固定資産の取得に要する費用の額が5,000万円以上であること。
  - ウ 増改築等をした部分において当該増改築等が終了した日から6月以内に操業を開始すること。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、規則に定める要件を満たすこと。
- (3) 本社等移転 次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であること。
  - イ 常時使用する従業員の数が10人以上であること。
  - ウ 過去に本社等移転に係る奨励金の交付を受けていないこと。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、規則に定める要件を満たすこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する企業は、奨励金の交付の対象としない。
- (1) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）又は佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）の規定により課された市税を滞納していること。

(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を事業として行うこと。

(3) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体であること。  
第4条に次の1項を加える。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による指定に条件を付すことができる。

第5条第1項中「が新設又は増改築等を行った工場等（増改築等にあつては、その部分）の操業を開始した日の属する年度の翌年度（1月から3月までに操業を開始した場合は、翌々年度）から5年間、」を「に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において、予算の範囲内で」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 新設又は増改築等 当該新設又は増改築等を行った工場等（増改築等にあつては、その部分）の操業を開始した日の属する年度の翌年度（1月から3月までに操業を開始した場合は、翌々年度）から5年間

(2) 本社等移転 当該本社等移転を行った工場等が営業活動を開始した日の属する事業年度の翌事業年度以後において、市に提出される確定申告書に記載する月数が初めて12月となる事業年度から連続する5事業年度までの期間。ただし、解散、廃止等により市での営業活動を行わなくなった場合は、その日の属する事業年度までとする。

第5条第2項中「前項の規定による交付の期間（以下「交付期間」という。）内に」を「新設又は増改築等を行う指定企業が」に、「場合は、その交付期間」を「としても、前項第1号の交付の期間」に改める。

第6条を次のように改める。

（奨励金の額）

第6条 各年度又は各事業年度の奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新設又は増改築等 当該年度において課される固定資産税及び都市計画税の額のうち、新設又は増改築等により取得した投下固定資産に係る固定資産税額と都市計画税額との合計額に相当する額（その額に

1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、10億円を限度とする。

- (2) 本社等移転 事業年度ごとに提出する確定申告書により市に納付する法人市民税額とその確定申告書に記載する既に納付の確定した当期分の法人税割額及び均等割額との合計額に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、3億円を限度とする。

第7条中「交付期間内に当該工場等を廃止し、又は休止しよう」を「第5条第1項に定める交付の期間内において、廃止、休止、解散等により当該工場等の営業活動をやめよう」に改める。

第8条中第5号を第8号とし、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

第8条第3号を同条第5号とし、同条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「なった」の次に「とき、又は同条第2項の要件に該当した」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 第4条第3項の指定の条件に従わないとき。

第8条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 本社等移転に係る奨励金の交付を受けた後に、更正の請求その他の事由により当該交付に係る各事業年度において納付すべき法人市民税額が減額したとき。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による指定の取消しによって指定企業に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行う企業に対する奨励金について適用し、同

日前に指定の申請を行った企業に対する奨励金については、なお従前の例による。

#### 理 由

本社等の移転を行った企業に対し奨励金を交付する制度を導入し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市企業立地促進条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の区域内の工業団地等において工場等の新設又は増改築等を行う企業に対して奨励金を交付することにより、企業の立地の促進及び雇用の機会の拡大を図り、もって本市の産業振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>機械設備等</u> <u>工場等においてその事業の用に供する設備をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>増改築等</u> 企業が工業団地等に存する工場等と同一の敷地内又はその隣接地において当該工場等を増築し、改築し、若しくは増設すること、又は機械設備等を増設し、若しくは入れ替えることにより生産施設等の規模を拡大することをいう。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の区域内の工業団地等において工場等の新設若しくは増改築等を行う企業又は本社等移転を行う企業に対して奨励金を交付することにより、企業の立地の促進及び雇用の機会の拡大を図り、もって本市の産業振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>増改築等</u> 企業が工業団地等に存する工場等と同一の敷地内又はその隣接地において当該工場等を増築し、改築し、若しくは増設すること、又は機械設備等<u>(工場等においてその事業の用に供する設備をいう。)</u>を増設し、若しくは入れ替えることにより生産施設等の規模を拡大することをいう。</p> <p>(6) <u>本社等移転</u> <u>本社移転</u>(市の区域外に本店登記をしている企業が市の区域内に本店登記とともに本社を移転することをいう。)又は<u>本社機能</u>(企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する実質的な中枢機能をいう。)若しくは<u>研究開発機能</u>(事業に関する研究、製品等の開発若しくは試験研究又は試作品の製造等を行う機能をいう。)を有する工場等を市の区域内に新たに設置することをいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>事業年度</u> <u>法人税法(昭和40年法律第34号)第13条第1項に規定する事業年度を</u></p>

(奨励の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす企業とする。

(1) 新設又は増改築等を行った工場等を自らが操業すること。

(2) 新設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 投下固定資産を取得していること。

イ 投下固定資産の全部を取得した場合にあつてはその取得に要する費用の額が2億円以上、投下固定資産を取得し、かつ、賃貸借した場合にあつてはその取得に要する費用の額が1億円以上であること。

ウ 常時使用する従業員の数が10人以上であること。

いう。

(9) 確定申告書 地方税法第321条の8に規定する提出期限以内に提出される申告書のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による申告書をいう。

(10) 法人市民税額 地方税法第312条及び第314条の4に規定する税率で課する法人の均等割額及び法人税割額をいう。

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす企業とする。

(1) 新設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 新設を行った工場等を自らが操業すること。

イ 投下固定資産を取得していること。

ウ 投下固定資産の全部を取得した場合にあつてはその取得に要する費用の額が2億円以上、投下固定資産を取得し、かつ、賃貸借した場合にあつてはその取得に要する費用の額が1億円以上であること。

エ 常時使用する従業員の数が10人以上であること。

オ 用地を取得し、又は賃貸借した日から3年以内に工場等の操業を開始すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則に定める要件を満たすこと。

(2) 増改築等 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 増改築等を行った工場等を自らが操業すること。

イ 投下固定資産の取得に要する費用の額が5,000万円以上であること。

ウ 増改築等をした部分において当該増改築等が終了した日から6月以内に操業を開始すること。

エ 用地を取得し、又は賃貸借した日から3年以内に工場等の操業を開始すること。

(3) 増改築等にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 投下固定資産の取得に要する費用の額が5,000万円以上であること。

イ 増改築等をした部分において当該増改築等が終了した日から6月以内に操業を開始すること。

(4) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）又は佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

(交付企業の指定)

第4条 (略)

2 (略)

(奨励金の交付)

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則に定める要件を満たすこと。

(3) 本社等移転 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であること。

イ 常時使用する従業員の数が10人以上であること。

ウ 過去に本社等移転に係る奨励金の交付を受けていないこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則に定める要件を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する企業は、奨励金の交付の対象としない。

(1) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）又は佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）の規定により課された市税を滞納していること。

(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を事業として行うこと。

(3) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体であること。

(交付企業の指定)

第4条 (略)

2 (略)

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による指定に条件を付することができる。

(奨励金の交付)



第5条 市長は、前条第2項の規定により指定された企業（以下「指定企業」という。）が新設又は増改築等を行った工場等（増改築等にあつては、その部分）の操業を開始した日の属する年度の翌年度（1月から3月までに操業を開始した場合は、翌々年度）から5年間、奨励金を交付する。

2 市長は、前項の規定による交付の期間（以下「交付期間」という。）内に新たに増改築等を行った場合は、その交付期間を超えて奨励金を交付しない。  
(奨励金の額)

第6条 各年度の奨励金の額は、当該年度において課される固定資産税及び都市計画税の額のうち、新設又は増改築等により取得した投下固定資産に係る固定資産税額と都市計画税額との合計額に相当する額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

第5条 市長は、前条第2項の規定により指定された企業（以下「指定企業」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(1) 新設又は増改築等 当該新設又は増改築等を行った工場等（増改築等にあつては、その部分）の操業を開始した日の属する年度の翌年度（1月から3月までに操業を開始した場合は、翌々年度）から5年間

(2) 本社等移転 当該本社等移転を行った工場等が営業活動を開始した日の属する事業年度の翌事業年度以後において、市に提出される確定申告書に記載する月数が初めて12月となる事業年度から連続する5事業年度までの期間。ただし、解散、廃止等により市での営業活動を行わなくなった場合は、その日の属する事業年度までとする。

2 市長は、新設又は増改築等を行う指定企業が新たに増改築等を行ったとしても、前項第1号の交付の期間を超えて奨励金を交付しない。  
(奨励金の額)

第6条 各年度又は各事業年度の奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新設又は増改築等 当該年度において課される固定資産税及び都市計画税の額のうち、新設又は増改築等により取得した投下固定資産に係る固定資産税額と都市計画税額との合計額に相当する額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10億円を限度とする。

(2) 本社等移転 事業年度ごとに提出する確定申告書により市に納付する法人市民税額とその確定申告書に記載する既に納付の確定した当期分の法人税割額及び均等割額との合計額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨

(工場等の廃止等)

第7条 指定企業は、交付期間内に当該工場等を廃止し、又は休止しようとする場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(3)・(4) (略)

(5) (略)

てる。)とし、3億円を限度とする。

(工場等の廃止等)

第7条 指定企業は、第5条第1項に定める交付の期間内において、廃止、休止、解散等により当該工場等の営業活動をやめようとする場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 本社等移転に係る奨励金の交付を受けた後に、更正の請求その他の事由により当該交付に係る各事業年度において納付すべき法人市民税額が減額したとき。

(3) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき、又は同条第2項の要件に該当したとき。

(4) 第4条第3項の指定の条件に従わないとき。

(5)・(6) (略)

(7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(8) (略)

2 前項の規定による指定の取消しによって指定企業に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。